

食安輸発1028第5号
平成21年10月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号（最終改正：平成21年9月3日付け食安輸発0903第2号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産ナチュラルチーズから腸管出血性大腸菌 O26を検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとします。

また、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
イタリア産ナチュラルチーズ（別途指示する製造者で製造されたものに限る。）
2. 検査の項目
腸管出血性大腸菌 O26
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成21年3月30日付け食安輸発第0330006号別表2の4によること。
5. 検査の方法
平成18年11月2日付け食安監発第1102006号別添「食品からの腸管出血性大腸菌 O157及び O26の検査法」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
腸管出血性大腸菌 O26で汚染されているおそれがあるため。
7. 備考
腸管出血性大腸菌 O26が検出された場合にあつては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。